

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(10) 議案第75号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第75号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 75 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

1 条例改正の背景

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令
第 16 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととするもの
- (2) 上記 1 に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととするもの

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第75号</p> | <p>○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第75号</p> |
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則（第1条・第2条） | 第1章 総則（第1条・第2条） |
| 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条～ 第32条の3 ） | 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条～ 第32条の2 ） |
| 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条～第43条） | 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条～第43条） |
| 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第44条～第49条） | 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第44条～第49条） |
| 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条～第53条） | 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条～第53条） |
| 第6章 雑則（第54条） | 第6章 雑則（第54条） |
| 附則 | 附則 |
| <p>第1章 総則 （職員の配置の基準）</p> | <p>第1章 総則 （職員の配置の基準）</p> |
| <p>第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> | <p>第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> |
| （1） 施設長 1人 | （1） 施設長 1人 |
| （2） 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 | （2） 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 |
| （3） 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以 | （3） 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以 |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>上</p> <p>(4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上 (イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上 (ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上 (エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上</p> <p>(5) 栄養士 1人以上 (6) 機能訓練指導員 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務</p> | <p>上</p> <p>(4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上 (イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上 (ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上 (エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上</p> <p>(5) 栄養士 1人以上 (6) 機能訓練指導員 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>に従事することができる。</p> <p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p><u>8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> | <p>に従事することができる。</p> <p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>9 <u>特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>（緊急時等の対応）</p> | <p>（新設）</p> <p>（緊急時等の対応）</p> |
| <p>第23条の2 <u>特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> | <p>第23条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> |
| <p>2 <u>特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>（施設長の責務）</p> | <p>（新設）</p> <p>（施設長の責務）</p> |
| <p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の3</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。</p> | <p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(協力医療機関等)</p> <p>第28条 <u>特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> | <p>なければならない。</p> <p><u>(協力病院等)</u></p> <p>第28条 <u>特別養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> | |
| <p>6 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 <u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> | <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (新設)</p> |
| <p><u>第32条の3 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (勤務体制の確保等) 第41条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> | <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (勤務体制の確保等) 第41条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> | <p>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> |
| <p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> |
| <p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に</u> <u>係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用)</p> | <p>5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用)</p> |
| <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の3</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の3</u>まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の3</u>まで」と読み替えるものとする。</p> | <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の2</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の2</u>まで」と読み替えるものとする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準 (職員の配置の基準)</p> <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数</p> <p>(3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上</p> <p>(4) 介護職員又は看護職員</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上とすること。</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p> | <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準 (職員の配置の基準)</p> <p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数</p> <p>(3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上</p> <p>(4) 介護職員又は看護職員</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上とすること。</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。 | 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。 |
| 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。 | 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。 |
| 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。 | 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。 |
| 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 | 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 |
| 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。 | 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。 |
| 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 | 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 |
| (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 | (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 |
| (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 | (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 |
| (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 | (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 |
| (4) 病院 栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。） | (4) 病院 栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。） |
| (5) 診療所 事務員その他の従業者 | (5) 診療所 事務員その他の従業者 |
| 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 | 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 |
| 11 地域密着型特別養護老人ホームに <u>指定短期入所生活介護事業所等</u> が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師につい | 11 地域密着型特別養護老人ホームに <u>川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以</u> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>ては、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> | <p><u>下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> |
| <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は<u>指定地域密着型サービス基準条例</u>第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例</u>第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> | <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は<u>川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）</u>第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）</u>第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。</p> | <p>13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。</p> |
| <p>14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> | <p>14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> |
| <p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条から第32条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条の3まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条の2まで、第25条から第</p> | <p>15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第32条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条の2まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条の2まで、第25条から第30条まで、</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>30条まで及び第32条から第32条の3まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、<u>第32条から第32条の3まで、第34条</u>、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条の3まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条の2、第27条から第30条まで、<u>第32条から第32条の3まで、第35条</u>、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p> | <p><u>第32条及び第32条の2</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、<u>第32条、第32条の2、第34条</u>、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第32条の2まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条の2まで、第25条の2、第27条から第30条まで、<u>第32条、第32条の2、第35条</u>、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p> |